

第1回から第3回までの審議会における審議結果

資料5

基本方針2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます（1）公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます

【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

【基本的方向②について】

- ・「府立高校における学校情報の公表状況（指標8）」については、府教育委員会が全国に先駆けて学校教育自己診断に取り組んできたことを踏まえると、その公表が未だに目標値の100%に達していないことは非常に残念である。学校情報の公表が出来ていない原因をきちんと分析し、学校を指導することで平成27年度には目標を達成すべきである。また、単に情報を公表するだけでなく、各学校が学校教育自己診断等の内容を分析し、学校改善に結び付け、それを公表していくというPDCAサイクルをしっかりと回していくことも必要である。
- ・「私立高校における学校情報の公表状況（指標8）」について、府が私立高校の公表内容を精査したことにより、結果としてやや数値は下がったものの、PDCAサイクルを回す上で非常に良い取組みであり、評価できる。今後、公表状況を上げていくために、公表することが学校経営のアピールポイントになり、学校の質・教員のモチベーションの向上につながることを私立高校に示す必要がある。

【基本的方向③について】

- ・キャリア教育や英語教育など、公私が情報を共有しながら切磋琢磨して高校の教育力向上に努めていることは、大阪の特色として大変評価できる。引き続き、公私間で互いのノウハウや成功事例の共有化に取り組みながら、その成果を府民に示していく必要がある。
- ・グローバル社会で活躍できる人材の育成については、「府立高校3年生のうち英検準2級相当以上の割合（指標9）」や「府立高校の英語教員のうち、英検準1級、TOEFL550点、TOEIC730点以上を保有する割合（指標10）」が伸びていることから、目標達成が可能という評価は妥当であるが、府立高校全体の平均値のみの評価にとどまらず、成果を上げている学校のノウハウや成功事例を広く全体に普及させていくことが必要である。

○補足意見

【基本的方向②について】

- ・学校情報の公表に当たり、例えば、学校教育自己診断の中に府が特色として取り組んできたことの進捗状況や更なる強化方策を問う設問を加えてはどうか。そうすることで、評価の視点が明確になり、保護者や地域の人など評価する側の関心も高まる。

基本方針 2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます（2）活力あふれる府立高校づくりをすすめます

【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

【基本的方向①について】

- ・「学校教育自己診断における生徒の学校生活満足度（指標12）」については、「全府立学校で70%以上をめざす」ことが目標であるが、それでよしとせず、残り30%にどのような要因があるのかについても各学校が分析し、丁寧に対応していく必要がある。
- ・社会の変化やニーズを踏まえた府立高校の充実については、グローバルリーダーズハイスクールなど進学に特化した学校や課題を多く抱える学校における取組みが充実している点は評価するが、いわゆるボリュームゾーンである中位層に対する取組みも重要である。

【基本的方向②について】

- ・「府立高校全日制課程の生徒の中退率（指標14）」に関して、中退防止の取組みとして、中学校との連携や基礎学力の充実のための授業改善を行っている点は大変評価できる。授業改善により、教員の資質が向上し、そのことにより中退率の低下や生徒・保護者の満足度、教員への信頼度の向上につながっているということを総合的な成果として示すことができれば、府立高校の特色や教育力の向上につながるのではないかと。

【基本的方向④について】

- ・入学者選抜制度については、生徒や保護者、学校現場が混乱することのないよう、安定した制度を構築すべきである。

○補足意見

【基本的方向②について】

- ・「学校教育自己診断における生徒の学校生活満足度（指標12）」については、公私で切磋琢磨していくことを考慮すると、ある程度統一的なアンケート調査内容とすることにより、今後の公私双方の改善点などを明確にしていくべきである。

基本方針 2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます (3) 特色・魅力ある私立高校づくりを支援します

【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

【基本的方向①について】

- ・私立高校生等に対する授業料無償化制度については、その成果指標である「私立高校に対する生徒・保護者の満足度（指標 16）」や「私立高校の教員が信頼できると答えた生徒の割合（指標 17）」が伸び悩んでいることから、満足度や信頼度を向上させていく取組みが必要であり、その一つとして学校情報の公表を進めていくことが必要である。

また、満足度や信頼度については、結果の数値のみで評価するのではなく、今後は、回答率を向上させるとともに他の調査と組み合わせて評価するなどの工夫をしていくべきである。

基本方針3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します

【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

【基本的方向①について】

- ・支援学校が大規模・過密化状態にあったことを改善させるための新校整備が完了したことは評価できるが、引き続きニーズを踏まえながら、できる限り早期に今後の教育環境整備のあり方を検討していく必要がある。
- ・支援を必要とする幼児・児童・生徒の増加や多様化に対応した教育環境の整備について、「通学時間の短縮に向けた通学バスの充実（具体的取組56）」では、平成26年度実績は60分を超える乗車時間を要する児童・生徒の割合がやや増加したものの、新校整備とバスの増車による効果により、27年度実績で4.3%まで低下したことは評価できる。引き続き通学時間の短縮に向けて一層の努力が必要である。

【基本的方向②について】

- ・「府立支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率（指標22）」については、まずは就職希望者を増やす取組みが重要であるが、就職希望者が増えれば就職先の更なる確保も必要となり、結果、実績値が低下することもある。その点も考慮すると、単年度の数値のみにとらわれることなく、中長期的な視点で就職率の向上に取り組んでいく必要がある。

【基本的方向③について】

- ・幼・小・中・高の発達段階の連続性を大切にした一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実については、『『個別の教育支援計画』の作成と活用促進（具体的取組65）』に取り組んでいるが、就学前施設から小学部1年生への計画の引継ぎ率が計画策定時より低下し、7割程度となった原因の分析を行い、引継ぎ率を押し上げるための方策を講じていくべきである。
- ・「特別支援学校教諭免許保有率（具体的取組63）」については、やや増加したとはいえ、全国に比べると依然低いことから、学部ごとの保有率を分析するなどして的確な対応策を講じるべきである。
- ・「府立支援学校におけるセンター的機能の発揮（具体的取組63）」については、支援学校がセンター的機能を発揮するに当たって、専門性を有するリーディングスタッフが非常に重要な役割を果たすことから、早期に全ての支援学校にリーディングスタッフを配置すべきである。また、目標年度での達成が可能という評価をしている点については、支援学校の取組みとして評価する場合には妥当であるが、発達障がい等があり配慮を要する子どもが増加している小学校や府立高校が支援学校の有するノウハウを活用するという点で、まだまだ改善の余地がある。

【基本的方向⑤について】

- 「私立幼稚園における支援教育の充実に向けた取組みの支援（具体的取組69）」として、既に取り組んでいる私立幼稚園教諭を対象とした支援教育の研修のみならず、幼小の発達連続性に関する研修など幅広く教員の質を向上させる取組みが必要である。

○補足意見

【基本的方向⑤について】

- 障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援の充実のためには、私立幼稚園教諭を対象とした支援教育に関する研修について、幼稚園教諭一人ひとりに情報が行き届くような取組みが必要である。

基本方針4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます

【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

【基本的方向⑤について】

- ・「暴力行為の発生件数の千人率（指標 34）」が全国と比較してほぼ倍に近いことの原因分析を行う必要がある。
- ・生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化のためには、教員個人が有する指導のノウハウを組織のノウハウにしていく取り組みが必要である。
- ・「児童・生徒等に対する学校相談体制の充実（具体的取組 84）」のため、スクールカウンセラーを全中学校に配置しているが、暴力行為やいじめなど生徒指導上の課題を多く抱える学校には必要に応じて手厚く措置することも必要である。

【基本的方向⑥について】

- ・体罰の防止に取り組んでいるが、体罰をなくすためには、「体罰は絶対悪である」ということを改めて教員に周知徹底し、生じた事象に対しては厳しく対処していく必要がある。

○補足意見

【基本的方向⑤について】

- ・生徒指導上の課題解決のためには、「福祉や警察など関係機関の連携による取組みの推進（具体的取組 85）」として、学校と他機関をつなぐスクールソーシャルワーカーの果たす役割が非常に重要になってくることから、学校現場のニーズを把握し、市町村がそれに応じた適切な配置ができるよう、府としてしっかりとサポートしていく必要がある。
- ・問題行動を起こしている児童・生徒への対応と同時に、その他の子どもが学ぶ権利を保障することも含めた環境整備やケアへの配慮も必要である。

基本方針5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます

【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

【基本的方向①について】

- ・「体育授業以外で継続的に体力向上の取組みを行う小学校の割合（指標37）」が年々上昇している点は評価できるが、それにも関わらず、「体力テストの5段階総合評価で下位ランク（D・E）の児童の割合（指標38）」が改善しない理由について、その原因を分析すべきである。
- ・地域・家庭におけるスポーツ活動に親しむ機会の充実に向け、「運動習慣の確立支援（ツール開発）（具体的取組98）」では「めっちゃスマイル体操」「めっちゃWAKUWAKUダンス」を独自に開発したことは大変有効な施策であるが、今後は、それらを小・中学校における授業や運動会に組み入れるなど、継続的かつ長期にわたって普及させ、根付かせる取組みが必要である。

【基本的方向②について】

- ・「公立中学校における学校給食の実施率（指標42）」については、府教育委員会がリーダーシップを発揮して取り組んだことで中学校給食の実施率が伸びていることは評価できる。今後は、各市町村教育委員会がそれぞれの判断でより積極的に取り組んでいくことができるよう、中学校給食導入による成果を分析し、それを市町村教育委員会に情報発信していくべきである。

基本方針6 教員の力とやる気を高めます

【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

【基本的方向①について】

・教職経験の少ない教員への研修について、「中期的展望を見据えた初任者研修の実施（具体的取組105）」では、「初任者等育成プログラム」に基づく研修の実施などの工夫がなされた点は評価するが、実際に教員に役立つ研修内容になっているかどうかの質の評価や内容の検証も必要である。

また、子どもの発達や学びの連続性の観点から、教育センターでの研修や校内研修だけではなく、異校種間での合同研修の実施や、共に授業を作り上げる取組みの推進など、異校種間の連携を推進していくべきである。

・「経験の浅い教員の校種間・課程間の異動・人事交流者数の比率（指標45）」については、異動・人事交流の目的が教員のキャリア形成や能力の向上にあることから、数値だけで評価するのではなく、異動・人事交流の経験が成果としてどう生かされているのかという点も評価すべきである。

・教員数の確保のために一定の講師を配置せざるを得ない状況が続いているなかで、講師に対する研修は非常に重要であり、実施内容等について調書に記載すべきである。

【基本的方向②について】

・次世代の管理職養成について、「首席・指導主事への若手教員の任用（具体的取組113）」では首席・指導主事への若手教員の任用が増えているが、人数だけで評価するのではなく、首席・指導主事がどのように学校力の向上に寄与しているのかが分かるようにすべきである。

【基本的方向③について】

・「保護者向け学校教育自己診断における府立学校教員の指導等に関する項目における肯定的な意見の比率（指標43）」や「教職員向け学校教育自己診断における府立高校の教育活動の改善に関する項目における肯定的な意見の比率（指標44）」については、学校教育自己診断のなかで判明する様々な課題について、その原因分析と対応策を保護者や教職員等にフィードバックする必要がある。そのことを通じて、回答率がさらに向上し、それが現場をさらに変えていくきっかけになる。

○補足意見

【基本的方向①について】

- 経験の浅い教員の校種間・課程間の異動・人事交流を推進していくためには、府として、教員のキャリア形成のなかで異動・人事交流の経験が有意義であることを積極的に教員に示すべきではないか。

また、校種間の人事交流に当たっては、児童・生徒の心身の発達に応じて一貫性のある継続的な指導を行う必要があることから、小中学校における隣接校種免許状の取得促進のための制度の活用を教員に促していくことも検討すべきである。

【基本的方向⑤について】

- 私立学校における教員の資質向上について、「公私間の教員の人事交流や合同研究会の実施（具体的取組118）」での人事交流の実績（0名）を上げるには、前例踏襲型の目標設定ではなく、公私間の人事交流を例えば100名とするなど、現場を動かすような大胆な目標値を設定することも必要である。

基本方針7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます

【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

【基本的方向②について】

- ・「府立学校における学校情報の公表状況（指標 49）」については、府教育委員会が全国に先駆けて学校教育自己診断に取り組んできたことを踏まえると、その公表が未だに目標値の100%に達していないことは非常に残念である。学校情報の公表が出来ていない原因をきちんと分析し、学校を指導することで平成27年度には目標を達成すべきである。また、単に情報を公表するだけでなく、各学校が学校教育自己診断等の内容を分析し、学校改善に結び付け、それを公表していくというPDCAサイクルをしっかりと回していくことも必要である。

（基本方針2（1） 基本的方向②の再掲）

- ・「私立高校における学校情報の公表状況（指標 50）」について、府が私立高校の公表内容を精査したことにより、結果としてやや数値は下がったものの、PDCAサイクルを回す上で非常に良い取り組みであり、評価できる。今後、公表状況を上げていくために、公表することが学校経営のアピールポイントになり、学校の質・教員のモチベーションの向上につながることを私立高校に示す必要がある。

（基本方針2（1） 基本的方向②の再掲）

○補足意見

【基本的方向①について】

- ・校長のマネジメント力の強化など、学校の組織力向上は府立学校だけの問題ではなく、市町村立の小中学校に関しても同様であることから、府教育委員会としてどう支援していくのかという点についても示していくべきである。

基本方針 8 安全で安心な学びの場をつくります

【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

【基本的方向①について】

- ・「府立学校の耐震化率（指標51）」については、26年度末までに耐震化率100%をめざすという目標は達成できなかったが、元々、目標年度を国の方針より1年前倒しするなど早期の耐震化に取り組んできたことは評価できる。しかし、地震から子どもの命を守るためには最優先で耐震化に取り組むべきであり、27年度には目標を確実に達成する必要がある。
- ・「府立学校の非構造部材の耐震化の状況（指標52）」については、耐震化が必要な学校が数多く残っており、できる限り早期に耐震化を完了すべきである。

【基本的方向③について】

- ・子どもへの交通安全・防犯教育の推進と、地域との連携による子どもの見守り活動等の推進については、各取組みの進捗状況に対する評価は妥当であるが、通学時の児童・生徒の安全・安心の確保においては、地域の学校安全指導員や安全ボランティアの確保が地域によって困難であるなどの課題があることから、市町村教育委員会や地域との連携など、より一層の取組みが必要である。

【基本的方向④について】

- ・「私立学校の耐震化率（指標54）」については、府立学校に比べ耐震化が進んでいないことから、耐震化の推進のための取組みが必要である。

○補足意見

【基本的方向①について】

- ・「公立学校施設の耐震性能向上・大規模改修（具体的取組131）」については、対象を府立学校に限定しているが、生徒や保護者は居住する市町村の小中学校の耐震化率に関心がある。市町村教育委員会と情報を共有し、必要に応じて市町村教育委員会に指導助言を行うとともに、府民に対しても市町村の耐震化の取組みについて情報を発信すべきである。

基本方針 9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します

【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

【基本的方向①について】

- ・「学校支援地域本部などの学校支援ボランティアの仕組みにより、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動によく参加してくれると回答している学校の割合（指標 55）」については、活動に参加する保護者や地域の人が一部に限られ、学校と保護者や地域の人で捉え方に乖離が生じている場合もあるので、実態を正しく把握する必要がある。また、計画策定時の実績が3割強というのは非常に低く、大幅な改善が必要である。
- ・学校と地域、家庭との連携に関する取組みや指標の進捗状況を評価するに当たっては、計画策定時の実績がそもそも低く、目標設定も当然低くなっていることを踏まえる必要があり、目標を達成したからと言って、それに満足してはいけない。教育は、学校教育と地域と家庭が連携しなければ成果が上がらないことから、教育委員会は成功事例を広く発信し、地域の教育コミュニティづくりの底上げを図っていく必要がある。

【基本的方向②について】

- ・多様な親学びの機会の提供については、「大人（保護者）に対する親学習の実施状況（指標 56）」や「授業で生徒に対する親学習を実施した学校数（指標 57）」の実績が着実に伸びており、評価は妥当であるが、親学習を知らない保護者はまだ多くいるので、実施市町村や実施回数、学校数だけでなく、親学習に対する保護者の認知度を高める取組みが必要である。

【基本的方向④について】

- ・保育サービスの拡大や、地域の子育て・家庭教育を支援する機能の強化については、27年度から子ども子育て支援新制度が開始され、幼稚園が果たす役割はさらに重要になってきていることから、「大阪スマイルチャイルド事業を活用した保育サービスの拡大の促進（具体的取組 148）」として、11時間開園や休日保育など保育サービスの拡大に取り組む必要があることは当然のことながら、教員の質の向上にも努めていくべきである。そのことを踏まえると、既に取り組んでいる私立幼稚園教諭を対象とした支援教育の研修のみならず、幼小の発達の連続性に関する研修など幅広く教員の質を向上させる取組みが必要である。（基本方針 10 基本的方向①の再掲）

○補足意見

【基本的方向①について】

- ・地域とともにある学校づくりとしては、大阪府では学校協議会や学校支援地域本部との有機的連携を進めているが、コミュニティ・スクールの推進によって地域や保護者が主体的に学校と関わり、地域づくりをめざすという点では、府の学校協議会は学校運営における当事者性が十分とは言えず、学校の応援団に過ぎない。地域とともにある学校づくりを今後どう進めていくのかを改めて検討すべきである。

【基本的方向④について】

- ・障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援の充実のためには、私立幼稚園教諭を対象とした支援教育に関する研修について、幼稚園教諭一人ひとりに情報が行き届くような取組みが必要である。（基本方針 10 基本的方向①の再掲）

基本方針 10 私立学校の振興を図ります

【評価審議会における審議結果】

○府の点検及び評価結果は、概ね妥当である。

【基本的方向①について】

- ・保育サービスの拡大や、地域の子育て・家庭教育を支援する機能の強化については、27年度から子ども子育て支援新制度が開始され、幼稚園が果たす役割はさらに重要になってきていることから、「大阪スマイルチャイルド事業を活用した保育サービスの拡大の促進（具体的取組 151）」として、11時間開園や休日保育など保育サービスの拡大に取り組む必要があることは当然のことながら、教員の質の向上にも努めていくべきである。そのことを踏まえると、「私立幼稚園における支援教育の充実に向けた取組みの支援（具体的取組 163）」として、既に取り組んでいる私立幼稚園教諭を対象とした支援教育の研修のみならず、幼小の発達の連続性に関する研修など幅広く教員の質を向上させる取組みが必要である。

（基本方針 3 基本的方向⑤の一部再掲）

【基本的方向③について】

- ・私立高校生等に対する授業料無償化制度については、その成果指標である「私立高校に対する生徒・保護者の満足度（指標 61）」や「私立高校の教員が信頼できると答えた生徒の割合（指標 62）」が伸び悩んでいることから、満足度や信頼度を向上させていく取組みが必要であり、その一つとして学校情報の公表を進めていくことが必要である。

また、満足度や信頼度については、結果の数値のみで評価するのではなく、今後は、回答率を向上させるとともに他の調査と組み合わせて評価するなどの工夫をしていくべきである。（基本方針 2（3） 基本的方向①の再掲）

- ・「私立高校における学校情報の公表状況（指標 67）」について、府が私立高校の公表内容を精査したことにより、結果としてやや数値は下がったものの、PDCA サイクルを回す上で非常に良い取組みであり、評価できる。今後、公表状況を上げていくために、公表することが学校経営のアピールポイントになり、学校の質・教員のモチベーションの向上につながることを私立高校に示す必要がある。

（基本方針 2（1） 基本的方向②及び基本方針 7 基本的方向④の再掲）

○補足意見

【基本的方向①について】

- ・障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援の充実のためには、私立幼稚園教諭を対象とした支援教育に関する研修について、幼稚園教諭一人ひとりに情報が行き届くような取組みが必要である。（基本方針3 基本的方向⑤の再掲）

【評価審議会における審議結果】（全体について）

○府の点検及び評価結果は概ね妥当であると判断したが、以下に全体についての意見を述べる。

- 府教育委員会は、他府県の事例も参考にしながら、市町村教育委員会をどう支援していくのかという点に関しても、できるだけ点検・評価に盛り込み、府民に対し大阪府の教育行政全体の取組みがわかるようにしていくべきである。市町村教育委員会への支援に当たっては、成功事例をいかに普及させ、例外をいかになくすかという視点を踏まえる必要がある。
- 点検及び評価の目的は府民への説明責任を果たすことにあるため、自己評価では、実績に関する原因分析や目標達成に向けて今後どう取り組んでいくのかという点をできる限りきちんと記載すべきである。